

「63・3ダイ改」 Bダイヤについて申15号発出！

鉄道労連との片仕切り弾劾

日刊
動労千葉

1988.2.17
No2760

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二五三五・六（公衆）〇四七二（22）七二〇七

日刊動労千葉第二七五八号（二月十五日付）で明らかにした通り、JR東日本・千葉運行部は、「六三・三ダイ改」について、極めて不当にも、二月九日に鉄道労連との片仕切を強行した。同時に、動労千葉が団体交渉で提示を要求していた乗務員作業（Bダイヤ）を職場生産点で明らかにしてきた。動労千葉は、この団交否定・労働組合無視の暴挙に対し、強く抗議するとともに、直ちに職場討議を行い、食事時間、在宅休養時間等々について問題点を洗い出し、本部に集約し、二月十五日、次のような「申第十五号」を発出し、団体交渉の開催を要求した。

国鉄千葉動力車労働組合
執行委員長 中野 洋

申入書

東日本旅客鉄道株式会社
千葉運行部長 若林 秀喬 殿

会社は、2月9日、鉄道労連との片仕切りをもって、職場で「63・3ダイ改」に関するBダイヤを明らかにした。

Bダイヤは動力車乗務員の労働条件そのものであり「3月13日移行」に関わるBダイヤを動労千葉の団体交渉における再三の要求にもかかわらず2月9日時点まで明らかにしない姿勢、しかも一部組合との片仕切りをもって明示するなどという姿勢は労使交渉を軽視するものであり、厳重に抗議する。

今後、可能な限り早く、地上勤務者の労働条件に関する作業ダイヤを明示することを強く求めるものである。

いうまでもなく、動力車乗務員は、鉄道輸送の重要な業務を担っている「63・3ダイ改」に関して、動力車乗務員の作業および乗務割交番によって労働条件が確立されることが運転保安の確保に必須の条件である。

以上の立場から、職場からの具体的要求にもとづき、在宅休養時間、食事時間等の確保を含めた労働条件の確立について、次のとおり申し入れるので団体交渉によりすみやかに解決されたい。

尚、職場では、明示されたBダイヤについて検討が行われており、今後、新たな要求が提起された場合は、さらに改善を申し入れることを申し添える。

記

1、次の作業について食事時間を確保されたい。

- (1) 津田沼運転区
作業番号 1、2、3、4、5、6、11、13、24、26
31、33、34、35

- (2) 新習志野派出
作業番号 7、8、9、11

- (3) 千葉運転区
作業番号 52、53、55、58、59、60、61、62
63、101、102、103、104、105
106、122、123、124、125、126
127、128、129、130、132、133
134、161

- (4) 館山運転区
作業番号 2、6、7、8、12、15、20、21、25
- (5) 勝浦運転区
作業番号 1、2、3、11、12、15、16、26、27
29、30、34
- (6) 銚子運転区
作業番号 1、4、5、14、16、25、26、27、28
30、34、35
- (7) 木更津支区
作業番号 162、164、165、166
- 2、在宅休養時間を確保されたい。
- (1) 津田沼運転区
24作業と17作業間については、翌日が大型作業のため休養時間が不足する。
- (2) 新習志野派出
6作業と2作業間
- (3) 館山運転区
16作業と6作業間、18作業と10作業間、
19作業と9作業間
- 3、大型作業およびロングランについては、運転保安上解消されたい。
- (1) 館山運転区
作業番号 9、14、18、20、21
- (2) 銚子運転区
作業番号 24、31、36、39
- 4、乗務割交番を次の順序とされたい。
- (1) 勝浦運転区
① 1組、53を73-、53
② 〃、51を67- 51
- (2) 木更津支区については、週平均の乗務キロの平準化を図る必要からも次の順序にされたい。
163 161 165- 公 166-162 164- 公

以上

当局は、
ただちに団交を開け！

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ！

さらに職場討議を深め、
要求を突きつけよう！

動労千葉は、各支部での真剣な討論にふまえ、二月十七日段階までに集約された内容について「申第十五号」として要求した。「六三・三ダイ改」に関するBダイヤは、運転保安問題をはじめ、極

めて多くの問題点を内包している。今後、さらに、各支部での討議を深め、現場長に対して改善を求めると同時に、要求を本部へ集中しよう。

闘いなくして安全なし。団体交渉で具体的な労働条件の提示すら拒否するJR東日本・千葉運行部に対して、闘うことなしに、自らの生命を守ることすらできないのだ。